

平成19年8月20日

総務省消防庁危険物保安室 御中

日本危険物倉庫協会
会長 金井琢汪

省令改正に関する意見書

拝啓 貴下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。 平素は格別のご指導を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示の一部を改正する件に関し下記の通り意見申し上げます。

敬具

記

日本危険物倉庫協会では平成10年9月にわが国の狭小な国土及び平野部に於ける人口密集等を勘案し安全性確保の点から、高引火点危険物の規制について陳情を致しました。

以後消防法が改正され、平成14年6月より危険物となる引火性液体の引火点の上限が250℃未満とされ250℃を超えるものは指定可燃物と規定されました。

この度、運搬容器の基準の見直しにて、フレキシブルコンテナで運搬が可能な危険物の範囲が引火点130℃以上に見直されます。

フレキシブルコンテナは強度や試験方法についての明確な安全基準がない容器であります。（国連では引火点の基準が異なっていますが、液体、固体に関わらずIBCを除きフレキシブルコンテナによる危険物の輸送は認められていません。）

またフレキシブルコンテナより強度や安全性に優れたタンクコンテナが危険物移動タンク貯蔵所として規制される一方で、明確な安全基準のないフレキシブルコンテナが容器として認められ、運搬上は危険物の移動タンク貯蔵所としての規制を受けないことは同種の危険物を輸送する場合に矛盾が起きるものと考えます。

フレキシブルコンテナによる運送は国内外の事故事例をみても、ドライコンテナの強度や水密性の問題もあり、フレキシブルコンテナの取り出し口からの漏洩等、事故事例が散見され安全性に対する疑問があります。 鉄製のコンテナに収納されているとはいえ、約20トン近い危険物が収納されたコンテナによる事故が一度発生すると大事故になります。

現行のタンクコンテナやタンクローリーによる危険物の運搬は危険物取扱者と定められており、一般ドライバーと比較して危険物取扱の熟練度が高く、安全性は更に担保されます。

このような観点より今回の運搬容器の基準の見直しは、強度、取りだし口等の安全性が担保されておらず、また既存タンクローリー等の移動タンク貯蔵所との安全性比較を考慮の上、ご検討お願い致します。

以上